

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

経年による劣化がある本郷中の校舎について、大規模改造事業を行い、建物の耐久性を確保するとともに、教育環境の改善を図る。

また、東田小・岩西小・大清水小・向山小・幸小・鷹丘小・芦原小・多米小の校舎並びに南部中の武道場及び豊岡中・中部中・豊城中の屋内運動場では老朽化が進んでいる。構造体の長寿命化やライフラインの更新等により建物の耐久性を高めるため、全体的な改修として長寿命化改良事業を行う。

さらに、松山小・野依小・つつじが丘小・東陵中・汐田小の校舎については、外壁モルタルの剥落防止、クラック処理及び屋上防水層の全面的な改修により、建物の長寿命化を図るための予防改修事業を行う。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

羽根井小・牟呂小・二川小・老津小のトイレについて、避難所機能を強化するため、損耗したトイレの改修を行い、洋式化を推進する。

また、津田小・飯村小・牟呂小については、児童の安全を確保するため、老朽化の進んだフェンスや万代塀等の改修を行う。

さらに、下地小・下条小・前芝小については、非構造部材耐震化のため外壁モルタルの剥落防止及びクラック補修を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

高師小の特活室について、教室不足の解消等を図るため、普通教室(特別支援学級)として使用するために必要な整備を実施する。

また、豊城中の多目的スペースについて、教室不足の解消等を図るため、普通教室として使用するために必要な整備を実施する。

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

大村小のグラウンドについて、表層土の入れ替え等の整備を行い、教育環境の向上を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校 | | 52 校 |
| 中学校 | | 22 校 |
| 義務教育学校 | | 0 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 1 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。) | | 0 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 1 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) | | 2 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 0 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 0 箇所 |
| | 共同調理場 | 4 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 73 箇所 |
| | 学校武道場 | 22 箇所 |
| | 社会体育施設 | 14 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|---------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 有 | 平成25年9月 |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 有 | 平成29年3月 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成度合について本市で導入している行政評価システムと連携が図れるものと図れないものに区別する。連携が図れないものについては、評価するための指標を検討する。

計画期間終了後についても同様の対応を行い、評価結果は市のホームページ等で公表する。

